

第8回定期総会議事録	
1、日 時	平成30年8月29日(水)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員8名(国分、前田、宮瀬、黒土、奥、今井、武本、尾家)
4、欠席委員	3番坪根委員、8番石川委員、
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、羽田野、高倉、後藤
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	4番義経委員、14番長尾委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、4番義経委員、14番長尾委員にお願いします。
議案審議	
議第1号	議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について
議 長	1番の読み上げを事務局お願いします。
事務局(高倉)	1番議案朗読
議 長	議第1号 農地法第18条第6項の規定の1番について義経委員に調査報告をお願いします。
4番(義経)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後に自作となっております。審議をお願いします。
議 長	1番について義経委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番は許可と致します。 続きまして 2 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	2 番議案朗読
議 長	2 番について植山委員に調査報告をお願いします。
5 番 (植山)	2 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権設定となっております。審議の程お願い致します。
議 長	2 番について、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 2 番は許可と致します。 続きまして 3 番についてですが、議事参与により私は退室します。よろしくをお願いします。
議 長 (百留)	中原会長が議事参与ということですので代わって議長を務めさせていただきます。それでは、3 番につきまして事務局お願いします。
事務局(高倉)	3 番議案朗読
議 長 (百留)	3 番について尾家推進委員に調査報告をお願いします。
尾家推進委員	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後については農地法第 3 条申請です。特に問題はないと思われ ますので、審議のほどよろしくをお願いします。
議 長 (百留)	3 番について、尾家推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長 (百留)	ご異議ありませんので、議第 1 号 3 番は許可と致します。中原会長は入室をお願いします。
議 長	それでは 4 番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	4 番議案朗読
議 長	4 番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
13 番 (玉麻)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後については利用権設定です。特に問題はないと思われまので、審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	4 番について、玉麻委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 4 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号	農用地利用集積計画 (案) について
議 長	議第 2 号農地利用集積計画(案)の利用権設定について、議事参与のため尾家推進委員は退室をお願いします。それでは農政振興課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長	只今説明のありました平成 30 年 (8 月分) 農用地利用集積計画 (案) の利用権設定について、皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご意見ありませんので、議第 2 号平成 30 年（8 月分）農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認と致します。尾家推進委員は入室をお願いします。
議案審議 議第 3 号 議 長	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は 1 番をお願いします。
事務局(高倉)	1 番を朗読
議 長	議第 3 号 1 番についての調査報告を橋本委員をお願いします。
1 番(橋本)	（1 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われ れます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 1 番については橋本委員の調査報告のとおりですが、質疑等 ありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 1 番については許可と致します。続き まして 2 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	2 番を朗読
議 長	議第 3 号 2 番についての調査報告を義経委員をお願いします。
4 番（義経）	（2 番の現地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 2 番については、義経委員の調査報告のとおりですが質疑 等はありませんか。
全委員	（異議なし）

議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 2 番は許可と致します。続きまして 3 番を事務局。
事務局(高倉)	3 番を朗読
議 長	議第 3 号 3 番についての調査報告を植山委員にお願いします。
5 番(植山)	(3 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件も満たしており、境界等も問題はないかと思われ れます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 3 番については、植山委員の調査報告のとおりですが質疑等 はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 3 番は許可と致します。続きまして 4 番を事務局。
事務局(高倉)	4 番を朗読
議 長	議第 3 号 4 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番(田畑)	(4 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 4 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等 はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 4 番は許可と致します。続きまして 5 番を事務局。
事務局(高倉)	5 番を朗読

議 長	議第 3 号 5 番についての調査報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	(5 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。 審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 5 番については、尾家推進委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 5 番は許可と致します。
	(議第 3 号 6 番は申請取り下げ)
議 長	続きまして 7 番を事務局。
事務局(高倉)	7 番を朗読
議 長	議第 3 号 7 番についての調査報告を小野委員にお願いします。
10 番(小野)	(7 番の現地について説明) 譲渡人は空き家バンクに登録しており、賃貸借という形をとっていましたが、今回は付随の農地と共に売買したいとなったようです。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 7 番については、小野委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 7 番は許可と致します。
議案審議	
議第 4 号	議第 4 号
議 長	農地転用事業計画変更申請に関する件について 1 番事務局お願いします。

事務局（中春）	1 番を朗読
議 長	議第 4 号 1 番についての調査報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	（1 番の現地について説明） 転用目的は農業用施設用地（農業用倉庫・資材置場及び駐車場用地） 雨水は U 字溝に、汚水は既存の排水管に流すとのことで特に問題はない と思われまますので審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 1 番については、尾家推進委員の調査報告のとおりですが質 疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 4 号 1 番については許可相当とし、県に 進達致します。
議案審議	
議第 5 号	議第 5 号
議 長	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について それでは 1 番事務局お願いします。
事務局（中春）	1 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 番についての調査報告を前田推進委員にお願いします。
前田推進委員	（1 番現地について説明） 転用目的は貸駐車場用地です。周辺は全て宅地のため影響はありません。 雨水につきましては、道路側溝に放流であり特に問題はないと思われ れます。以上審議お願いします。
議 長	議第 5 号 1 番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、 ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）

議 長 事務局（中春）	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。では次に 2 番を事務局。</p> <p>2 番を朗読</p>
議 長 黒土推進委員	<p>議第 5 号 2 番についての調査報告を黒土推進委員にお願いします。</p> <p>（2 番現地について説明）</p> <p>転用目的は太陽光発電施設用地です。境界も排水路計画も適正であります。特に問題はないと思います。以上審議お願いします。</p>
議 長 全委員	<p>議第 5 号 2 番については、黒土推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長 議案審議 議第 6 号 議 長 事務局（中春）	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 2 番については許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>議第 6 号</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について それでは 1 番事務局お願いします。</p> <p>1 番を朗読</p>
議 長 1 番（橋本）	<p>議第 6 号 1 番についての調査報告を橋本委員にお願いします。</p> <p>（1 番現地について説明）</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅用地です。雑排水につきましては公共下水道で、雨水につきましては道路側溝に放流です。隣接農地はありません。境界立会も既に終わっております。以上審議お願いします。</p>
議 長 全委員	<p>議第 6 号 1 番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。では次に 2 番を事務局。
事務局（中春）	2 番を朗読
議 長	議第 6 号 2 番についての調査報告を高倉委員お願いします。
2 番（高倉）	<p>（2 番現地について説明）</p> <p>転用目的は建売分譲用地です。汚水は公共下水道、雨水は道路側溝に放流です。周辺農地に影響はないと思われます。以上審議お願いします。</p>
議 長	議第 6 号 2 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 2 番については許可相当とし、県に進達致します。では 3 番から 5 番を事務局
事務局（中春）	3 番から 5 番を朗読
議 長	議第 6 号 3 番から 5 番についての調査報告を田畑委員お願いします。
6 番（田畑）	<p>（3 番現地について説明）</p> <p>転用目的は一般住宅用地です。譲渡人と譲受人は親子であり、土地に関しては使用貸借権を結ぶこととなっております。</p> <p>雨水については隣接する西側水路へ流します。汚水は合併浄化槽で処理し同じく西側水路へ流します。</p> <p>（4 番現地について説明）</p> <p>転用目的は事務所及び駐車場用地です。</p> <p>事業拡大に伴い事務所移転・増設を行うということで今回の申請に至ったとの事です。</p> <p>汚水は合併浄化槽で処理し西側水路に放流、雨水も U 字溝を設置し同じく西側水路に流します。</p>

		<p>(5番現地について説明)</p> <p>転用目的は建売分譲用地7区画です。</p> <p>汚水は合併浄化槽にて処理後水路へ流します。雨水は側溝にて集水し、南側水路へ放流します。</p> <p>いずれの案件も境界ははっきりしており問題はないと思われま</p> <p>す。審議の程よろしくお願</p> <p>いします。</p>
議	長	<p>議第6号3番から5番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議ありませんので、議第6号3番から5番については許可相当とし、県に進達致します。6番事務局</p>
事務局(中春)		<p>6番を朗読</p>
議	長	<p>議第6号6番についての調査報告を尾家推進委員お願いします。</p>
尾家推進委員		<p>(6番現地について説明)</p> <p>転用目的は農業用施設用地です。境界ははっきりしており、雨水はU字溝を新設し、既存の排水路に流すということです。周辺への影響もないと思われま</p> <p>すので審議をお願いします。</p>
議	長	<p>議第6号6番については、尾家推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議ありませんので、議第6号6番については許可相当とし、県に進達致します。</p>
議案審議		
議第7号		<p>議第7号</p>
議	長	<p>非農地証明願に関する件について。1番～4番まで事務局。</p>
事務局(高倉)		<p>1番～4番を朗読</p>

議 長	議第 7 号 1 番から 4 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
国分推進委員	2 番について現況地目が公園となっているが、これについて説明をお願いします。
議 長	事務局説明をお願いします。
事務局（梶原）	農地法施工前に家が建っていたところになるのですが、それを壊して、地区の公園として使っていました。税務課も公園として課税をしています。
議 長	国分推進委員、よろしいでしょうか。
国分推進委員	はい。
議 長	ほかに質疑はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号非農地証明願に関する件について、1 番～4 番を適当とし、証明を発行致します。
議案審議 議第 8 号	議第 8 号
議 長	その他について事務局よりお願いします。
福永局長	議第 8 号 (別紙議案のとおり)
議 長	それでは今回の総括を致します。 議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 4 番については許可と致します。 議第 2 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。 議第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 7 番については許可と致します。

(議第 3 号 6 番は申請取り下げ)

議第 4 号農地転用事業計画変更申請に関する件について

1 番については許可相当として県に進達致します。

議第 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について

1 番から 2 番については許可相当として県に進達致します。

議第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について

1 番から 6 番については許可相当として県に進達致します。

議第 7 号非農地証明願に関する件について

1 番から 4 番については承認と致します。

以上を持ちまして、平成 30 年第 8 回定期総会を閉会します。

(終 午前 10 時 30 分)